

公的研究費に係る内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費の諸規程ならびに関連法令等に基づき、当該公的研究費に係る内部監査の取り扱いを定めるものである。

(内部監査部門の位置づけ)

第2条 内部監査部門は所長の直轄的な組織とする。

(内部監査の内容・体制等)

第3条 監査の内容・体制等は次のとおりとし、別に定める「内部監査手順」に基づき実施する。

(1) 監査の実施

「県立工業技術センターにおける公的研究費の取り扱い及び不正使用防止に関する規程」の定めに従い、会計書類の形式的要件等の財務処理に関するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制についての検証を行う。

(2) 監査体制

公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）が内部監査を行う。

委員会は、次長、各部長、支援センター所長で構成し、委員会の総括は次長（総括担当）が行う。

(3) 監事等との連携

委員会は、監事等との連携を強化し、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理について定期的に意見交換を行う。

(4) 監査の時期

定期監査は1年に1回実施する。定期監査のほかに、必要に応じて不定期に監査を行なうことがある。なお、公的研究費により特に定めがある場合は、その定めに従う。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、公的研究費に係る内部監査に関し必要な事項は、内部監査委員による協議のうえ、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

